

青森県プロフェッショナル人材受入支援事業費補助金 募集要項

青森県では、県内企業等の経営革新や新事業展開等に貢献できる一定の能力を持つプロフェッショナル人材（以下「プロフェッショナル人材」という。）を県外から確保するとともに、県内におけるプロフェッショナル人材の県外流出を抑制するため、企業等が新たにプロフェッショナル人材をお試し雇用又は正式雇用を行う際に要する経費の一部を助成します。

※お試し雇用とは、プロフェッショナル人材の正式雇用の採否を判断するため、有期の雇用契約に基づいて就業させることをいいます。

※正式雇用とは、雇用期間の定めのない契約に基づくプロフェッショナル人材の雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規程等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいいます。

補助金交付申請書 受付期間

- ・原則としてお試し又は正式雇用開始日10日前までに申請書類を下記申込み先まで郵送又は持参（必着）で提出してください。
- ・申請にあたっては、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）からの意見書を添付する必要がありますので、事前に当該拠点にご相談ください。
- ・お試し又は正式雇用開始後の申請はできませんので、ご注意ください。
- ・補助事業は予算がなくなり次第終了します。

| 補助金に関する申請・お問い合わせ先 | プロフェッショナル人材に関するご相談先 |
|---|--|
| 青森県商工労働部産業立地推進課産業人材グループ プロフェッショナル人材担当 030-8570 青森市長島1-1-1 電話 017-734-9386 FAX 017-734-8109 メール kogyo@pref.aomori.lg.jp | 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点 030-0801 青森市新町2丁目8-26 青森県火災共済会館4階 電話 017-735-6550 FAX 017-723-1243 メール pro-jinzai@aia-aomori.or.jp |

対象企業等

県内に事業所を有する企業等で、次の(1)から(5)のいずれかに該当する者です。

- (1) 民間企業（但し、資本金10億円以下又は従業員999人以下）
- (2) 企業組合
- (3) 協業組合
- (4) 事業協同組合
- (5) 農事組合法人等 農業協同組合法（昭和22年11月法律第132号）第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人及び水産業協同組合法（昭和23年12月法律第242号）第2条に規定する水産加工業協同組合をいう。

対象となる事業

県内に事業所を有する企業等が、当該企業の成長に必要な人材の確保に向けて、拠点に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受ける等をして、正式雇用の採否を判断するための有期の雇用契約又は正式雇用契約に基づき受け入れる事業とします。

補助対象経費等

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 基本給、管理職手当及び人材紹介事業者に支払う紹介手数料（ただし消費税及び地方消費税除く。） |
| 補助率 | 2分の1以内（千円未満の端数切捨て） |
| 補助対象期間 | お試し雇用の場合 雇用開始から平成30年2月28日まで （有期雇用契約の期間を限度とします。） 正式雇用の場合 雇用開始から平成30年2月28日まで |
| 補助金上限額 | 1人につき100万円（プロフェッショナル人材を採用し、県外から県内への住民票の異動が伴う場合） 1人につき50万円（プロフェッショナル人材を採用し、県外から県内への住民票の異動が伴わない場合） |
| 補助対象人数 | 1社につき1人まで |

申請書等

第1号様式に添付書類する書類は以下のとおりです。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) プロフェッショナル人材の住民票の写し、履歴書及び拠点の意見書又はこれに代わる書面

- (3) プロフェッショナル人材との労働条件通知書又はこれに代わる書面
- (4) 人材紹介事業者との契約書の写し又はこれに代わる書面
- (5) 定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
- (6) 登記事項証明書又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
- (7) 会社案内又はこれに代わる書面
- (8) 最近2期間の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面
- (9) 就業規則又はこれに代わる書面
- (10) 給与規程又はこれに代わる書面
- (11) 誓約書（第3号様式）

補助金の交付方法

補助金は、原則として補助事業の完了後交付します。

実績報告

規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) プロフェッショナル人材の出勤簿又はこれに代わる書面
- (3) プロフェッショナル人材の業務日誌又はこれに代わる書面
- (4) プロフェッショナル人材の分の賃金台帳又はこれに代わる書面
- (5) プロフェッショナル人材に賃金を支払ったことを証する書面

プロフェッショナル人材の定義

経営革新や新事業の展開、新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材を示します。

（例）

| | 人材イメージ | 具体的な経験 |
|---------------|---|---|
| 経営人材・経営サポート人材 | 経営者や経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材 | 企業経営や大手企業での事業部管理等のマネジメント経験者等 |
| 販路開拓人材 | 新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上増等の効果を生み出す人材 | 商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネスの経験者等 |

| | | |
|---------|---|--|
| 事業再生人材 | 企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材 | 金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントとして手がけた経験を有する者等 |
| 生産性向上人材 | 開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材 | 大手企業の工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等 |
| その他の人材 | 県外の事業所等において事業企画・運営等に相応の実績を有し、企業の成長戦略を具現化していくためチームのリーダーとして活躍が期待される人材 | |

プロフェッショナル人材事業フロー図

| | 企業等 | 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点 |
|---|---|-------------------------------------|
| ① | 必要とするプロフェッショナル人材の必要性等に関する相談 | ヒアリング等によりプロフェッショナル人材の求人情報を明確化 |
| | ←→ | |
| ② | | 求人情報を人材紹介事業者へ取り繋ぎをする等して、候補者をご紹介します。 |
| | ← | |
| ③ | 候補者受入の検討・相談 | アドバイス |
| | ←→ | |
| ④ | お試し又は正式雇用で受入を決定 | |
| ⑤ | 補助金交付申請（県産業立地推進課へ） | |
| | → | |
| ⑥ | お試し又は正式雇用開始 補助金交付申請（お試し雇用等開始10日前まで） <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;">補助金対象期間</div> 平成30年2月28日まで | 人材紹介事業者等によるフォローアップ |
| | ← | |
| ⑦ | お試し雇用の場合 採否の判断 | |

その他

- (1) 同一企業内（親会社子会社の関係含む。）での人事異動は補助金の対象外となります。
- (2) 拠点に相談後、人材紹介事業者によるプロフェッショナル人材の紹介を受けないで雇用する場合であっても、プロフェッショナル人材の要件に該当すると判断された場合は、補助金の対象となることがあります。
- (3) 補助対象経費は、雇用開始後から平成30年2月28日までに支払が完了していることが必要です。
- (4) 補助金対象期間終了後、定期的に雇用状況の調査に協力をお願いすることがあります。
- (5) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管してください。